

静岡県消防設備保守点検協同組合

組合だより



第 18 号 ( 新春号 )

発行:平成 28 年 1 月 吉日  
住所:静岡市駿河区南町 5 番 3 号  
TEL:054-287-5091  
FAX:054-287-5092  
E-mail:syoubouyou-k@mti.biglobe.ne.jp  
HomePage:http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/

私達は 法令遵守を行動指針に

消防設備の「保守点検」業務を通じて 地域社会の安心と安全に貢献します！

報告義務者が「点検」を無資格者にに行わせると 消防法第 44 条第 11 号の罰則です。

また 違反行為した法人の代表者や従業員にも罰金30万円が科せられます。

「保守点検」業務は 資格者を雇用する業者で！

組合員51社：常用従業員580人(うち消防設備士・消防設備点検資格者の技術員395人)



謹賀新年

新春を迎え 皆々様の

ご多幸をお祈り申し上げます。

平成28年 元旦

静岡県消防設備保守点検協同組合 役職員一同

### ◆◆◆ 理事長年頭挨拶 ◆◆◆



組合員の皆様には、お健やかに清々しい新年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。また、旧年中は、組合業務にご協力頂きましたこと、厚く感謝申し上げます。

昨年度組合では、堀部成信日興電気通信(株)社長を会長に組合青年部会を発足することが出来ました。次代を担う青年経営者等の参集する組合青年部会には、新鮮で柔軟な新しい視点での勉強会・講習会、或いは親睦・レクリエーション事業等々を通じ、自社のみならず消防設備保守点検業界全体や将来の組合組織を担うリーダー育成・連帯の場となって頂けるよう期待しております。

年改まりましたが、今年度も引き続き、消防設備士の地位向上・消防設備保守点検業界の確立、更には、都道府県の枠を超えた全国的なネットワークの構築に力を注いで参ります。

昨年来要望しております建築保全業務仕様書(国土交通省監修)への記載要望『消防設備一式の保守点検業務委託発注に際しては、法に基づく消防設備士等々の免状の無い無資格者や資格を持たない業者には点検を行わせてはならない。』については、次期平成 30 年度版での対応とされております。その間、業務独占の主旨徹底には、途切れることなく継続していかなければならないと気を引き締めております。

組合受注促進につきましては、昨年 10 月静岡県当局において「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例」第 10 条(県からの受注機会の増大)の具体策として、県発注業務の入札参加資格地域要件「県内に本社のある企業」に加え「官公需適格組合であること。」の文言を可能な限り明示するよう通知が為されております。これを受け、今年度は組合共同受注委員会を中心に県有施設を訪問し、官公需適格組合である当組合への入札参加・指名をお願いすることとしております。

結びに、新年を迎え、役員一同心を新たに、適正点検の実現に向け、なお一層精進することをお誓い申し上げ、合わせて、組合員の皆様にとっても素晴らしい年になりますよう祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。





## 年頭の御挨拶

浜松市消防局消防長 木下 寿幸

平成28年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

静岡県消防設備保守点検協同組合の皆様には、平素から消防行政の円滑な推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、多数の死傷者を発生させるなど、社会的に影響が大きい火災を契機として、消防法令の改正が行われ、消防用設備等の設置基準に関しては、社会福祉施設をはじめ、就寝施設における設備規制の強化が図られたところでございます。

火災の際に被害を最小限に食い止めるためには、初期段階での対応が重要であり、設置された消防用設備等は、火災の発生を知らせ、また、初期消火を行うなど、その能力を有効に発揮できるものでなければなりません。

これらの消防用設備等を有効に作動又は活用するためには、定期的な保守点検による適正な維持管理が大変重要であると考えています。

静岡県消防設備保守点検協同組合の皆様には、地域の住民が安心して暮らせる社会の実現のため、今後、設置が予定される消防用設備等を含め、適正な施工、管理等について、引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、静岡県消防設備保守点検協同組合の益々の発展と組合員の皆様の御多幸を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



## 年頭の御挨拶

静岡県経済産業部部長代理 佐藤 典生

明けましておめでとうございます。静岡県消防設備保守点検協同組合の皆様には、健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

貴組合におかれましては、消防用設備の工事や保守点検を行う専門事業者の組合として、県民の生命や財産を守る業務に御尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例」が施行されて2年が経過いたしました。

県は、この条例の対象となる中小企業者の範囲を、個々の企業を始め、事業協同組合などの組合組織、さらには官公需の発注における官公需適格組合まで幅広く定義し、中小企業者が供給する製品等に関する県民等への情報の提供や官公需確保対策等を着実に実施することにより、中小企業者の受注機会の増大を図ってまいりました。

今後とも、受注機会の増大を図るため、工事や物品発注等を担当する関係課で組織する「中小企業者官公需確保対策連絡会議」において、官公需の確保及び増大を図るための施策を推進してまいります。

また、本県経済を持続的に発展させていくためには、中小企業の積極的な事業展開が必要不可欠です。皆様の取組によりまして、本県の経営革新計画の承認件数は、平成24年度から3年連続で全国1位となっておりますが、経営力向上や経営基盤の強化に向けて、引き続き御尽力いただきますようお願いいたします。

結びに、今年一年間の貴組合のますますの御発展と、組合員の皆様の御健勝と御活躍を心から祈念申し上げます、新年の御挨拶といたします。



## ◆◆◆ 中小企業者への受注機会の増大 ◆◆◆



平成 27 年 10 月 15 日(木)13 時 30 分から、「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例」第 10 条（県からの受注機会の増大）についての具体的な施策展開の方向性について、中沢県議から説明を受けました。

今後、県庁各課においては、これまでの入札参加資格の地域要件「県内に本社のある企業」に加え、「官公需適格組合であること。」の文言を追加する方向で検討を進めていくとのことでした。

組合では、次年度に向けて、こうした県有施設における受注機会の増大に積極的に取り組むこととし、中部地区、西部地区の共同受注委員を中心に、共同受注の更なる充実強化対応等々について協議しました。

### 県経済産業部

## 発注対象に「官公需適格組合」

# 「可能な限り含む」と明示

静岡県経済産業部は9月下旬、「国などの契約の基本方針に準じた中小企業者の受注拡大のための重点要旨」を取りまとめた。特に、条例で官公需適格組合が明示されたことを踏まえ、今後の一般競争入札などの場合には、発注の対象に可能な限り、官公需適格組合を含むことを庁内各課に明示するよう通知した。

## 明示徹底を強く要望

県消防設備  
保守点検協組

これを受け、静岡県消防設備保守点検協同組合（西川和宏理事長）は6日、静岡県庁を訪れ、「経済産業省の支援措置でも官公需適格組合の活用が求められ、県条例第

2条には官公需適格組合の文言が明記されている」として、入札参加要件への「官公需適格組合」明示の徹底を強く要望した。

当日は経済産業部の木

官公需適格組合明示徹底を要望する西川理事長④



野雅弘地域産業課長が対応。木野課長は、「徐々にではあるが成果が上がっている」としながらも「条例の趣旨を踏まえ、県内中小企業、官公需適

格組合の受注機会増大に努めるよう、今回の通知の徹底を庁内各部署へ引き続き要請していきたい」と話した。

建通新聞 平成 27 年 11 月 16 日(月) 掲載



◆◆◆ 組合青年部会の活動 ◆◆◆

平成 27 年 11 月 5 日(木)第 1 回青年部会ゴルフコンペが、静岡カントリー島田ゴルフコースで開催されました。当日は、天候にも恵まれ、参加者全員、和気あいあい存分にプレーを楽しみました。参加者の皆様から次年度以降の継続開催要望が、今回幹事をお願いした加藤日興電気通信㈱静岡営業所長に寄せられております。その折には、奮ってご参加下さい。

- 優勝 松坂直和 (中部防災工業㈱)
- 準優勝 水野裕章 (セルコ㈱)
- 三位 加藤裕介 (日興電気通信㈱)
- B B 賞 佐藤誠 (東海消防技研㈱)



※ 予めの日程調整をお願いします。

ア 第 1 回青年部会全体研修会

- ・開催日：平成 28 年 2 月 26 日(金)
- ・時 間：16 時 30 分～
- ・場 所：未定 (静岡市内)

イ 第 1 回青年部会通常総会 (組合通常総会開催日)

- ・開催日：平成 28 年 5 月 26 日(木)
- ・時 間：16 時 10 分～(総会開催30分前)
- ・場 所：ホテルセンチュリー静岡



◆◆◆ 従業員免状調査は 2 月末→4 月末へ ◆◆◆

静岡県及び県内市町村関係の庁舎等消防設備保守点検業務入札に際しては、平成 23 年度から点検従事者の資格者証・健康保険証の写しの提出が開始され、このため組合では共同受注規約第 7 条に「組合員は毎年 2 月末までに有資格者の明細を組合に報告する。」と規定し、毎年 1 月下旬頃、調査データを送付し、3 月 1 日見込みでの修正をお願いしてきました。

しかし、消防設備士免状等の有効期限は免状記載の有効期限の日以後における最初の 3 月 31 日までとされているため、今回から、従業員免状調査は、3 月下旬頃に前回調査データを送付し、お願いすることになりました。(平成 27 年度通常総会で共同受注規約一部改正済)

このため、個別組合員毎の平成 27 年 8 月 1 日以降の「総括表」と「様式第 1 号[従業員・免状調べ]」は 3 月下旬頃に送付し、データの見え消し修正及び加除は平成 28 年 4 月下旬までをお願いすることになりました。

(総括表)

区 分	正規従業員 総 数	う ち 技術従業員	資 格 種 別			消 防 設 備 士	点 検 資 格 者	電 気 工 事 士	特 殊 電 気 工 事 士	専 門 技 術 者 自家発電
			消防設備士 特類～7 類	点検資格者 特殊～2 種	電気工事士 1 種、2 種					
A 社	〇〇人	〇人	(様式 第 1 号の	計)	△人	▽人	□人	◆人	◎人	



## ◆◆◆ 理事会報告 ◆◆◆

第4回理事会（平成27年11月25日開催）では、静岡県における「庁舎等管理業務委託における業者への発注基準」に対する今後の対応や第22回通常総会等々について協議しました。

※ 第22回通常総会（予めの日程調整をお願いします。）

日 時：平成28年5月26日(木) 16:40 ~  
場 所：ホテルセンチュリー静岡



## ◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆



### 交通事故について（7）



顧問弁護士 吉川友朗  
静岡法律事務所  
静岡市葵区馬場町43-1  
TEL 054-254-3205  
FAX 054-253-5009

今回も交通事故にあった直後の対応において注意すべき点についてお話しします。

交通事故直後、大きな怪我を負っていない場合は、まず警察を呼ぶこととなりますが、警察が事故現場に到着した場合、その場で実況見分というものが行われます。

実況見分とは、簡単に言うと、事故の原因や態様等について、事故の当事者や目撃者等から話を聞いて、当該交通事故についての記録を作るものです。因みに、この記録のことを実況見分調書といいます。

この実況見分調書は、後日、過失割合等について争いになったとき、重要な証拠となりますので、客観的かつ正確に作成される必要があります。

では、正確な実況見分調書を作るためには、どうしたらよいのでしょうか。

まず、一つ目は、事故からできるだけ早い時期に作ることです。その理由は、当たり前ですが、記憶が鮮明なうちに作ることで重要です。

この点、先ほど述べましたとおり、怪我が軽い場合は、病院搬送前に警察が来て、実況見分調書を作成されることがありますので、大きな問題とはなりません。

しかし、重傷を負った場合は病院等へ搬送されますので、すぐに実況見分に立ち会うことはできません。場合によっては入院しなければならず、すぐに実況見分調書を作成できない場合も考えられます。その場合には、事故の状況について、できるだけ詳細に記録を残しておき、後日実施される実況見分のときに利用して下さい。

二つ目に重要なことは、実況見分は加害者側からも事情を聞いて作成されますので、当然、被害者と話が食い違うこともあります。こういった場合、加害者側の言うがままに実況見分調書を作成してしまうと、被害者の不利な内容の調書ができあがってしまい、後日過失割合等で争いとなった場合、被害者の過失を過大に評価されてしまうおそれがあります。従って、このような場合には、自分の記憶や認識に従って、加害者側の話でおかしなところはきちんと指摘をして、正しい調書が作成されるようにして下さい。

最後に重要な点は、当該交通事故の目撃者を確保することです。この点が重要な理由は言うまでもありません、中立・公平な第三者の証言は最も価値があるからです。

交通事故のあった場合は、以上の点に注意して下さい。

## 当組合は官公需適格組合です!!

官公需適格組合とは、中小企業組合の中で「地方公共団体等発注業務の受注に対して特に意欲的で、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合である。」と、中小企業庁（経済産業省）が証明するものです。

当組合は、平成13年11月16日から認定されています。

証明基準には、共同受注規約及び共同受注委員会の設置、共同受注に関する検査体制や役員と担当組合員の連帯責任体制の確立等が要件とされます。

官公需法第3条で「組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定められ、毎年6月頃に中小企業者に対する国等の契約の方針が示されます。

特に、平成22年度からは、民営化された独立行政法人等に対しても、可能な限り国等の契約の方針を参考にし、受注機会増大の措置を講ずることとされています。



### 静岡県消防設備保守点検協同組合員事業所名簿（平成28年1月1日現在）

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市大岡	055-923-3363	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	鈴与技研(株) 西部営業所	神谷 典秀	掛川市本所	0537-27-2331
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	セルコ(株) 本社 掛川営業所 湖西営業所	西川 昌宏	浜松市東区	053-463-1341
アロウ防災	矢澤 勝美	焼津市小川	054-624-0818		高島俊太郎	掛川市蘭ヶ谷	0537-22-0119
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260		宮本 剛	湖西市吉美	053-575-3119
(有)共同設備	高田 寿治	静岡市葵区	054-265-9255	瀧防災	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
静岡ニッタン(株)	鈴木 文三	静岡市駿河区	054-281-2161	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	(有)豊田消防設備	金原 勝彦	磐田市東貝塚	0538-36-0119
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	ニッコウプロセス(株)	堀部 莞爾	浜松市北区	053-439-1122
寺岡設備	寺岡 信行	静岡市駿河区	080-8252-7826	(株)日本防火研究所	市川 章一	浜松市東区	053-461-1373
日興電気通信(株) 静岡営業所	加藤 裕介	静岡市駿河区	054-266-6762	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	(同)藤屋設備	岩成 真央	浜松市東区	053-432-6996
平尾設備	平尾 鍊平	静岡市清水区	090-8186-6318	フタバ防災研究所	中田 道孝	浜松市浜北区	053-587-3225
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	ムラソー	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878				
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	理事長	西川和宏	セルコ(株)	
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	副理事長	杉山和幸	鈴与技研(株)	
(有)遠州消防設備	神谷 正巳	磐田市天竜	0538-34-6574	副理事長	堀部莞爾	日興電気通信(株)	
太田防災	太田 濟広	浜松市天竜区	053-925-2814	専務理事	中澤慎作	事務局長兼務	
北沢防災設備(有)	北 沢 昇	浜松市浜北区	053-586-4100	理事	飯塚 勝	広伸防災(株)	
(株)北島電設	北島 孫六	浜松市東区	053-433-5303	理事	吉川友朗	静岡法律事務所	
サイトウ防災	齋藤 至	浜松市中区	053-474-3837	監事	宇式三郎	(株)アオイテレテック	
坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751	監事	土谷直人	ニッセー防災(株)	
三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111	事務局職員	鷺巣節子		